

第11期第3回長久手市みどりの推進会議次第

日 時：令和4年3月28日（月）

午前10時00分

場 所：長久手市役所 3階

第4会議室

1 あいさつ

2 議題

(1) 長久手市緑の基本計画フォローアップ会議について（資料1）

(2) 長久手市保存樹木の解除について（資料2）

長久手市はあいさつ運動に取り組んでいます

まちづくり、まずは笑顔でこんにちは

第4次長久手市みどりの推進計画

第1節 計画策定の基本方針

1 計画の趣旨

長久手市は、西部の市街地、東部の田園・丘陵地、東西に流れる香流川という特徴的な骨格構造を有しています。

西部の市街地については、土地区画整理事業によって創出されたみどりが、市民の生活に潤いを与えており、東部の田園・丘陵地については、山林、農地、河川、ため池及び湿地などの優れた自然環境が多く残っており、多様な生物が生息しています。香流川の遊歩道や並木を気に入っている市民も多く、貴重な財産の1つといえます。

また、本市の市境は東部丘陵の山並み（スカイライン）等で囲われているため、市内からの眺望はほぼ長久手市の風景という特徴も有しています。しかしながら、都市化の進展という大きな流れの中で、これまでに市街地を始めとして多くのみどりが失われてきました。今後も宅地開発等により、更にみどりが減少することが予想される中で、東部丘陵の山並み（スカイライン）の保全や都市的利用と自然環境の共存を図ることが重要となってきています。その一方で、人々の価値観が多様化し、みどりや水辺など自然への関心の高まりと共に、自由時間の増大に伴って、多様なレクリエーションの場としてみどりが重要となってきています。

本計画の上位計画の1つである長久手市緑の基本計画（以下、「基本計画」という。）については、市街化の進展や人口の増加に伴う本市の状況変化、都市緑地法・都市公園法などの関連法令の改正、国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）等の社会情勢の変化を捉え、令和2年3月に改定を行いました。

長久手すみどりの推進計画は、長久手すみどりの条例の目的を達成するため、第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）、基本計画、長久手市都市計画マスタープラン及び長久手市里山プラン等の関連計画との整合を図りつつ、市街地のみどりを創出・育成し、作物を生産し季節の移ろいを伝えてくれる農地、身近な自然を提供し多様な生物が生息する丘陵地の豊かなみどりの保全を図るための、緑化の推進に関する計画です。

※ 本計画での「みどり」とは長久手すみどりの条例で定義する「みどり」及び基本計画で定義する「緑地」を指すものとします。

2 計画の性格

この計画は、本市のみどりの育成及び適切な保全を図るため、緑化の推進に関する総合的な計画としての性格を持っています。

- ・長久手すみどりの条例（平成8年4月1日条例第10号）に基づき、みどりあふれる潤いとやすらぎのあるまちづくりを実現するため、みどりの推進を図る計画です。
- ・市が行う緑化施策を総合化して体系化を図り、効率的な事業の実施を推進する計画です。
- ・「みどりの推進・みどりの保全・みどりの啓蒙（支援）」について、市が目指す方向と目標を示すことにより、市民及び事業者の積極的な参加と行政との協働を求める計画です。

3 計画の対象地域

この計画の対象地域は本市全域とします。

4 計画の期間

この計画は概ね2030年度までの10年間を計画の期間とします。

ただし、計画の確実性を期する意味で、個々の施策の内容に変更が生じた場合については、この計画を見直します。

5 実施計画の策定

基本計画の進捗管理として策定した施策評価シートと、本計画の実施計画が同じ目的であるため、これを活用した進捗管理を行い、点検・評価を実施します。本計画期間の中間年次である2024年度には、みどりの推進会議にて前期の進捗状況報告を行い、後期の事業実施に向けて事業の確認を行います。

6 みどりの役割

みどりには、生物多様性の保全や地球温暖化の防止等の環境保全機能、市街地の背景等の景観形成機能、多様化する余暇活動や自然とのふれあい等のレクリエーション機能、あるいは災害防止や避難地等の防災機能をはじめとする多面的な役割はもとより、人々に潤いとやすらぎを与えるといった機能もあります。

自然環境を守る、人の役に立つ、市民生活を守る、地域を良くするなど、様々なみどりの役割を十分にふまえた上で、必要とされるみどりの保全・活用を推進していく必要があります。

7 SDGs

「SDGs（エスディジーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。

我が国においては、8つの優先課題と具体的施策が定められ、各地方自治体の積極的な推進が求められており、本市においては第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）で「地球にやさしい持続可能な社会の構築」として取り組みの方向性が示されております。

本計画で生物多様性の保全、環境配慮型まちづくりの促進及びみどりの育成・保全等に取り組むことで、17の国際目標のうち「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」をはじめ、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」及び「15 陸の豊かさを守ろう」など多くの国際目標の達成に寄与します。

【SDGs の 17 の国際目標】



第2節 みどりの現況と課題

1 みどりの現況

本市の面積は約 21.55 k㎡で、みどりについては東部丘陵地域及び岩作御嶽山を中心とした地域において、まだ多くの緑地が残されています。しかし、本市の西部を中心とした地域においては、土地区画整理事業が行われ、東部においては、大規模な土砂等の採取・埋立て行為や宅地開発が行われ、貴重なみどりが失われてきました。

一方、本市行政では都市公園が整備され、地区公園 1 箇所・近隣公園 5 箇所・特殊公園 1 箇所・街区公園 4 3 箇所の合計 50 公園を開設しています。また、せせらぎの径などの緑道については 3 緑道、香流川緑地などの都市緑地については 4 緑地を開設しています。近年都市緑地法・都市公園法などの関連法令の改正が行われており、利用者のニーズをふまえた機能拡充や民間の力を借りた新たな管理の方向性などが示されています。更に、長久手市美しいまちづくり条例によりみどり等の面積及び植栽基準を設けるなど都市内緑化の推進に努めています。また、現在施行中の公園西駅周辺土地区画整理事業及び長久手中央土地区画整理事業で創出される公園・緑地の面積については、法令基準を大幅に上回る事業計画となっております。特に公園西駅周辺土地区画整理事業においては、市のリーディング事業であると共に、環境配慮型まちづくりを目指していることから、公園西駅周辺地区先導住宅街区において、地区計画等の区域による緑化率の最低限度 20% を設けると共に緑地協定を締結しました。個人や事業者の所有・使用している土地についても、生垣設置、あいち森と緑づくり事業、屋上・壁面緑化事業等の補助制度の実施及び緑化木配布事業等が制度化され、活用されています。

2 みどりの課題

本市東部の田園・丘陵地は、愛・地球博記念公園をはじめとして、大学や県農業総合試験場などの公共施設があります。更に、岩作御嶽山を中心とした地域には、森林や農地が多く残されていることから、比較的的自然環境に恵まれた魅力ある地域づくりを展開していくことが可能な地域といえます。

長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（以下、「土取り条例」という。）では、土砂等の採取・埋立て行為に対して、開発後の緑地回復や開発地内の土壌調査・水質検査等を義務づけています。違法な開発を未然に阻止するため、市のパトロールを実施すると共に、積極的に情報収集を行い、地域住民と一体となり違法な開発の根絶を目指します。また、土取り条例は制定から約 10 年が経過し、現状の開発行為と土取り条例の内容に違いが生じてきたため、見直しを行う必要があります。

また、2015 年度に策定した長久手市里山プランについては、長久手市の里山の将来構想を示すと共に、試行エリアとして位置づけられている平成こども塾周辺の木曽の森において、森林所有者、地域住民及び市が一体となった里山の利活用を目指して、市民活動団体に里山整備の作業を委託しております。今後も当該エリアを中心に事業を展開していき、長久手市里山プランのアクションプラン（実行計画）として、2018 年度に策定した長久手市里山基本計画に基づく市民協働プロジェクトの活性化等に取り組む必要があります。

近年、CO₂の増加に伴う地球温暖化の影響から猛暑日が増え、快適な市民生活が脅かされつつあります。樹木等は、CO₂を吸収（固定）する役割もあるので、CO₂削減対策としても積極的に緑化の推進や保全を進めていく必要があります。（CO₂排出量は人、車等の種類によって様々であり、対して樹木による吸収量（固定量）についても樹種毎で異なりますが、緑化を推進すること

で一定の CO2 削減効果があることが文献等で示されております。(別紙参考資料参照) 本市の人口は、本計画の計画期間を超える 2035 年まで増加すると推計されており、宅地の拡大が見込まれている中で、公園整備や道路緑化は期待されますが、今後も周辺の自然との調和を図りつつ、人口増加をふまえたみどりあふれる潤いのあるまちづくりに取り組む必要があります。

本市を東西に流れる香流川については、その位置や全長から「緑の軸」となることが期待され、水質保全、近自然工法による護岸改修及び親水化などと共に、遊歩道やサイクリングロードの整備、周辺緑地とのネットワークの形成及び河川敷への植樹など様々な整備を進めることが求められています。

第3節 みどりの推進目標と施策の基本方針

1 みどりの推進目標

本市の自然環境の保全・活用とみどりの創出は、主として西部市街地の緑化推進と、東部田園・丘陵地のみどりの保全が基本となります。みどりの推進目標は本市自ら達成すべき行政目標であると共に、市民が主体となったみどりのまちづくりを目指しているため、これらを支える仕組みづくりも充実させ、「市民、NPO、企業等」と「行政」が一体となり緑化事業を推進し、健全で良質なみどりの創出が重要となります。目標年次に向けて達成すべきみどりの推進目標として、次の目標を設定し事業を推進します。

- ・公共施設・民間施設の緑化の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進めます。
- ・都市公園の整備拡充を図り、基本計画の目標水準である都市計画区域内人口 1 人当たり都市公園面積 36.1 m²の早期達成を目指します。※愛・地球博記念公園（モリコロパーク）を含む
- ・基本計画に基づき「緑の軸」、「緑の拠点」の整備を推進し、緑のネットワークの形成を図ります。

※緑の軸：香流川軸及びグリーンロード軸

緑の拠点：愛・地球博記念公園（モリコロパーク）拠点、長久手古戦場駅周辺拠点、公園西駅周辺拠点、都市機能集積拠点及び里山拠点

- ・みどりの量の拡大のみならず、今後は更に積極的な維持・管理に取り組み、みどりの健全性や質を高めていきます。
- ・豊かな自然環境を形成している東部の田園・森林を含む丘陵地の保全・活用を目指します。
- ・市民が主体となるみどりのまちづくりを目指します。
- ・市民協働プロジェクト等を展開し、次世代に継承できる「持続可能な里山」を目指します。
- ・土取り条例の適切な運用し、みどりの育成及び保全を図ると共に市民の安全や生活環境を保全します。

2 施策の基本方針

みどりの推進目標を効率的に実現するための施策として「みどりの推進」・「みどりの保全」・「みどりの啓蒙（支援）」の3項目に体系化し、各施策を推進していきます。

(1) みどりの推進

潤いのある市街地を目指した新たなみどりの創出が求められており、公共施設や民間施設の緑化の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進めます。

緑の軸として期待されている香流川については、適正な管理だけでなく、市民が親しめる河川として、愛知県や地域住民と協力し河川沿いへ積極的に植樹を行います。また、主要地方道名古屋長久手線及び県道岩作諸輪線については、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業を活用

した街路樹の再整備を行い美しい並木道を創出しました。今後は、緑の軸として期待されるグリーンロードの街路樹の再整備を愛知県に要望をしていきます。

市民が誇れるみどりやジブリパークの開園に伴う市内外からの来訪者をもてなすみどりの充実を目指します。

- ・緑の軸及び緑の拠点の効率的な整備を推進します。
- ・緑のネットワークの形成に努めます。
- ・潤いのある市街地の形成に努めます。
- ・河川の緑化推進と親水性の向上に努めます。

(2) みどりの保全

西部の市街地においては、土地区画整理事業によって一定のみどりが創出されましたが、長い年月が経過しているため、今後は更に積極的な維持・管理に取り組む必要があります。その際、「市民、NPO、企業等」と「行政」が積極的に協働し、健全で良質なみどりを目指します。

豊かな自然環境を形成している東部においては、田園・丘陵地の保全・活用を図ります。里山プランに定められている4地区の里山エリアについては、積極的に保全・活用を図り、将来的には荒廃化した竹林の地権者に先進事例として紹介していくことを検討すると共に、その中の生態系保護エリアを中心に生物多様性を維持する湿地などの環境を保全します。また、河川やため池など貴重な水資源に関わる自然環境や、都市に彩りを与えている農地の保全を図ります。

- ・都市公園・緑地を適正に維持・管理します。
- ・街路樹を適正に維持・管理します。
- ・社寺林等の保全に努めます。
- ・生産緑地地区の維持・保全に努めます。
- ・東部の田園・森林を含む丘陵地の保全・活用に努めます。
- ・生物多様性の確保に努めます。
- ・河川やため池などの貴重な水資源に関わる自然環境の保全に努めます。
- ・都市を彩る農地の保全を図ります。

(3) みどりの啓蒙（支援）

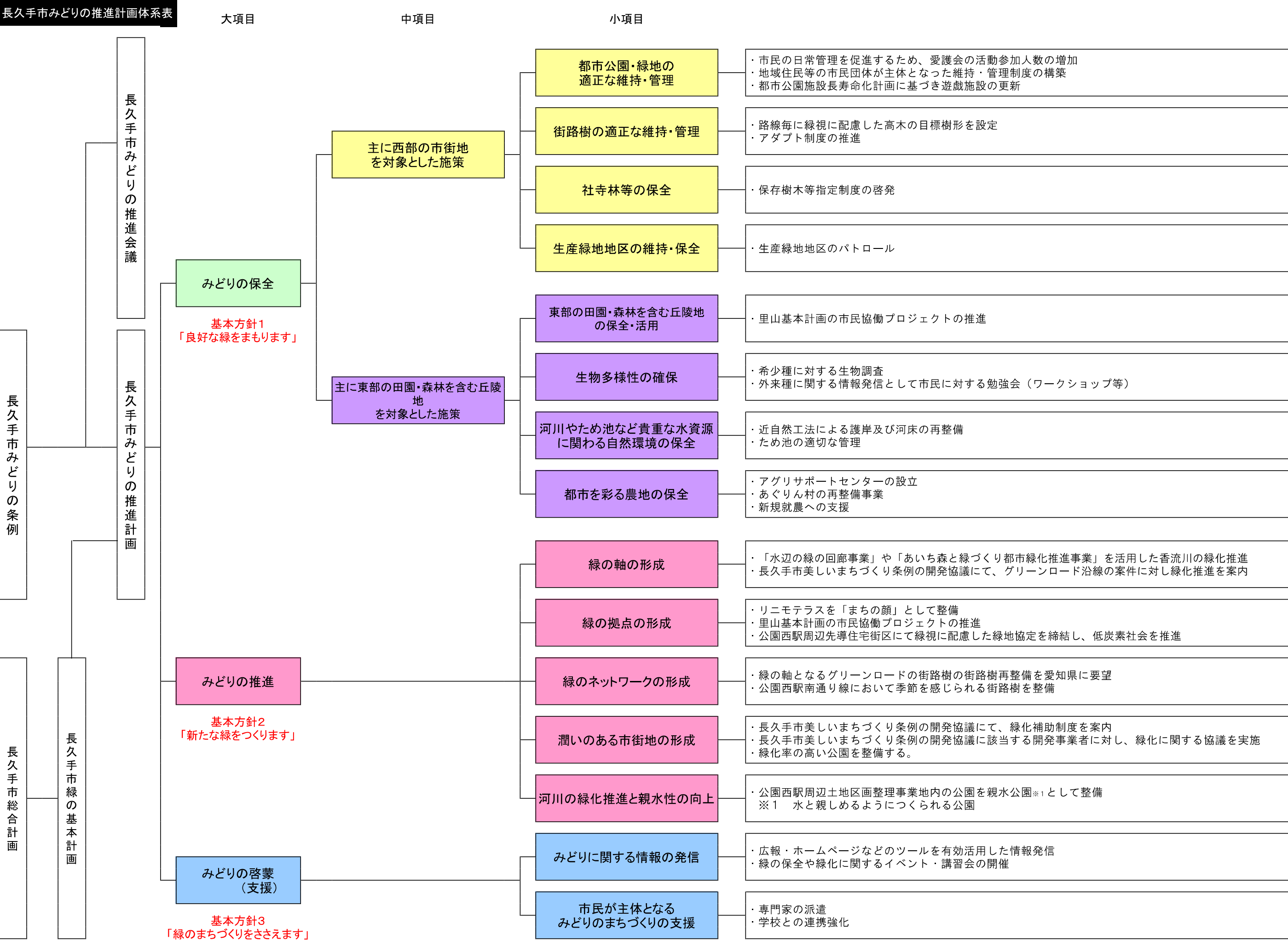
長久手市みんなでつくるまち条例の理念に基づき、市民が主体的に行動するみどりのまちづくりを目指しており、市民、学生及び企業との協働が強く求められています。そのため、まず広報・ホームページなどのツールを有効に活用し、みどりに関する施策記事やみどりに関わる市民のインタビュー記事等を積極的に発信します。また、市民がみどりに触れ合える機会を増やすため、ハンギングバスケット講習会、たねダンゴ体験講習会及び香流川花植えウォーク等を開催し、楽しみながら理解を深める場を提供します。

市民が気軽にみどりのまちづくりに取り組むための仕組みづくりも重要となります。そのためには、みどりのまちづくりの人材育成や地域の取り組みへ専門家の派遣など、行政がバックアップすることにより市民が主体となったみどりのまちづくりを支えます。

- ・みどりに関する情報の発信に努めます。
- ・市民が主体となるみどりのまちづくり支援を推進します。

【改定履歴】

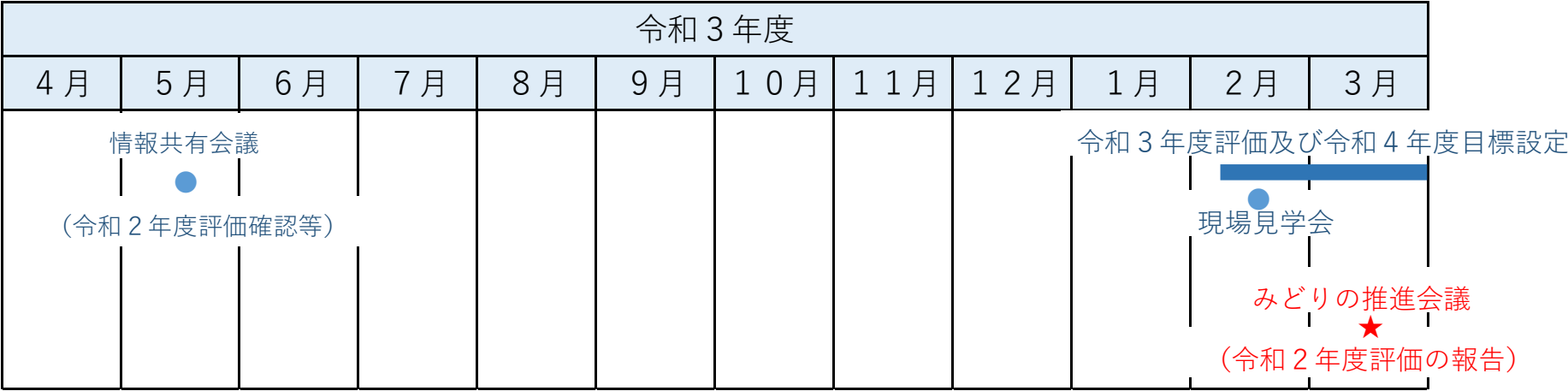
第1次	1999年度	策定
第2次	2011年度	改定
第3次	2018年度	改定
第4次	2020年度	改定



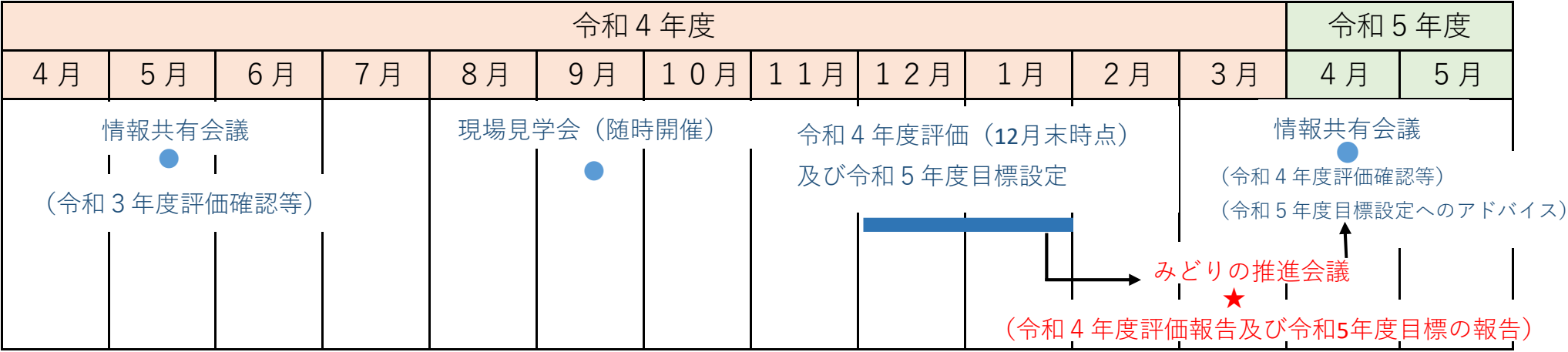
※朱書きは「長久手市緑の基本計画」の基本方針であり、大項目との関連を示します。

長久手市緑の基本計画フォローアップ会議の進め方

○今回



○これから



緑の基本計画 施策評価シート進捗管理表

凡例

	A	・・・目標以上に進捗している
	B	・・・目標どおりに進捗している
	C	・・・改善の余地あり

[illegible]

長久手市指定保存樹木・保存樹林一覧

<樹木>

指定 番号	指定年月日	所在地	保存樹木						所有者（管理者）	
			樹種	樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周囲 (m)	枝葉 面積	株立	住所	氏名
1	H12. 3. 28 H22. 2. 25 指定解除	塚田1004	シヤシヤンボ	約250	6.85	1.0	—	無	塚田1004	吉田義臣
2	H12. 3. 28 H24. 6. 4 (所有者変更)	岩作東島110-1	クロガネモチ	約300	9	2.0	—	無	岩作東島103	鍋島知行
3	H12. 3. 28	岩作宮後17	クロガネモチ	約250	18	2.7	—	無	岩作宮後17	石作神社
4	H12. 3. 28	岩作宮後17	ツブラシイ	約350	17	4.6	—	有(2本)	岩作宮後17	石作神社
5	H12. 3. 28	西浦401	ウラジロガシ	約200	21	2.0	—	無	西浦401	景行天皇社
6	H20. 2. 27	岩作色金91	クスノキ	約80	23	2.8	—	無	岩作色金92	安昌寺
7	H20. 2. 27	岩作元門4-3	ボダイジュ	約30	10	2.0	—	無	岩作色金92	安昌寺
8	H20. 2. 27	西浦401	アベマキ	約100	20	2.2	—	無	西浦401	景行天皇社
9	H20. 2. 27	前熊志水108	ツクバネガシ	約150	20	2.1	—	無	前熊志水108	多度社
10	H26. 2. 27	五合池1508番地	カンツバキ	約90	3.2	1.0	—	有	五合池1508番地	村瀬剛美

<樹林>

指定 番号	指定年月日	所在地	保存樹林						所有者（管理者）	
			主要樹種	樹齡	樹高	幹周囲	樹林 面積	株立	住所	指名
1	H17. 7. 1	岩作宮後17	ツブラシイ、クロガネモチ	—	—	—	16,000 ㎡	—	岩作宮後17	石作神社

樹木の名称	さつき幼稚園のクロガネモチ			[市町村名]	長久手市	No.	13
診断年月日	2021/9/27						
診断者	樹木医 中尾弘味 外山有一						
立会者	鍋島 知行園長先生、長久手市建設部みどりの推進課 森田脩平						
樹 木 の 形 態 等							
樹 種 名	クロガネモチ (♀)			樹木保存法	文化財 (条例) 要綱 要領		
所在地	長久手市岩作東島110-1			指定種別	天然記念物 (国 県 市 町 村)		
所有者 (管理者)	鍋島 知行			地域のシンボル			
樹 齢	推定・(伝承) 320 年			成 立 地	境内(構内)公園庭市街地 その他 ()		
樹 高	8.0 m			日 照	(良) 並 不良		
幹 周	2.27m (根元周 5.6m)			立 通 風	(良) 並 不良		
枝 張	東へ	南へ	西へ	北へ	乾 湿	(並) 湿	
	4.0 m	5.0 m	4.2 m	3.8 m	排 水	(並) 不良	
下 枝 高	3.5 m (南へ)			踏 圧	無 やや堅い (堅い) すこぶる堅い		
写 真				境 土 壤	土 性 砂土 (砂壤土) 壤土 埴壤土 埴土 石礫土		

全景 南西側から

枯枝が目立つ箇所

全景 東側から

根元 (北西) の開口空洞

樹皮欠損の状況

剪定痕の様子

樹 勢 の 診 断			樹木の名称	さつき幼稚園の クロガネモチ	No.	13			
測定項目	評 価		測定項目	評 価					
樹 勢	生育状態が良好	若干被害がある	病 害	葉の病気	有 ()	無 ()			
	異常が認められる	生育状態が劣悪		枝や幹	有 ()	無 ()			
樹 形	自然形を保持	若干乱れるが自然樹形	虫 害	食葉性	穿孔性	無 ()			
	自然樹形の崩壊が進行	自然樹形が完全に崩壊		吸汁性	虫食い形成				
枝の伸長量	人工樹形		気象害	寒害	凍害	風害	乾燥害	落雷	無 ()
	正常	幾分少ないが目立たない		その他 ()					
梢端の枯損	枝は短く細い	枝は極度に短く捻れもある	土 壤	踏圧害	乾燥害	湿害	無		
	無	少しあるが目立たない		かなり多い	著しく多い	幹	空洞	腐朽	(外科手術痕)
枝葉の密度	枝葉のバランスが良	枝葉のバランスがやや劣	根	根株の腐朽	有	無	不明		
	やや疎	枯枝が多く密度が著しく疎		きのこの発生					
幹、大枝 の状況	正常	傷, 空洞が少々あるが目立たない	その他	なし					
	傷, 空洞, 腐朽菌が認められる			植物等の着生					
	傷, 空洞, 腐朽菌が著しく目立つ			ノキシノブ、リュウノヒゲ、ネズミモチ					
現況									
・古い街並みが残る旧道沿いで、道路にせり出すように立っている。道幅(4m)いっぱいに枝を広げどっしりと構える姿は街道の主要な景観の一つとなっている。2000年に市の保存樹木の第2号に指定されている。62年前(1959年)の伊勢湾台風で周辺のサクラやマツは倒れたがクロガネモチは大きな被害は受けなかった模様である。 ・土地の所有者が代わり、以前、碎石舗装となっていた民家の駐車場は、5年前に幼稚園の駐車場として整備され全面アスファルト舗装に変わった。残された植栽帯はわずか2.5m四方であり根系の発達は困難な状況である。西側は道路側溝が根元のすぐ脇に接しており土の部分はない。 ・北西側の根株には直径20cmの開口空洞があり、南東側の開口空洞とつながり貫通している。 ・地上3～4m高さに大枝の切断痕が複数あり、切り口がふさがらないまま腐って穴が開いている。 ・梢端には枯枝が目立ち、前回調査時に比べ東側の樹冠が小さくなっている。 ・また、幹の東面に大きな樹皮欠損(幅40cm×高さ110cm)があり、鋼棒を突き刺すと直径100cmに対し85cmまで刺さった。木槌で叩くと地上1.8m高さまで打音異常があり、幹の空洞化がかなり進行しているものと思われる。窓枠材の形成(傷の修復)がみられないことから樹勢が衰えていることがわかる。									
原因									
・根株の腐朽と空洞化については、西側道路側溝やかつての民家のアプローチ、碎石駐車場造成工事による断根が起因していると推察される。切断された根の切り口から腐朽菌が侵入し、材の中まで徐々に腐朽が進行したと思われる。 ・西側は道路側溝に阻まれ根は伸長できない状況にあり、南側の民家の庭と、北と東の碎石駐車場側へ根は伸長していたと思われるが、5年前の建築工事で根系の大部分をアスファルト舗装に覆われてしまった事は、さらなる根系の減少や衰退を招いた可能性がある。 ・枝や幹の腐朽については、電線や通行の妨げとなる枝の剪定を大枝になってからのタイミングで行ったことに問題がある。大きな傷口を樹木自身が修復するのは時間がかかるため、腐朽菌にさらされる時間も長くなる。さらに植栽基盤(根を張る地下の部分)に先に述べたような問題があった事で樹勢が弱く、傷口を修復するパワーが不足していたともいえる。また、大枝を切除し一気に葉の量を減らす事は、エネルギー生産量を減らし樹を弱らせる原因ともなり、根と枝の双方で弱らせる要因が発生していたことになる。									
対策									
・まずは、根株と幹の空洞化がかなり進行しているものと思われるので、機器診断で空洞の位置や大きさ等を調べ、樹体の物理的な強度を知る必要がある。倒木の危険回避から大型支柱の設置が必須であるが、スペースが狭い為、その可否についても検討されたい。 ・その上でこの樹を維持していく為には、駐車場の舗装を剥がし大規模な土壌改良を施す必要がある。既存の良好な根や枝を保護し、新たな根や枝を出させる為の植栽基盤を整える事が大切になる。駐車場利用や建築工事で締め固められた土壌をほぐし、発根促進の為の有機質の投入、保水性・排水性の確保に努める。 ・もうひとつの選択肢は、若い木に更新する事である。何世代もの間 多くの人に親しまれた象徴的な存在ではあるが、樹もまた生き物であるという観点から、もう一度育てる事を楽しみに更新するのも良い。対象木は雌木の為、実を採取して播種しても良いし、別の新しい苗を植えても良い。その際にも土壌改良と広い植栽基盤の確保は必須である。 伐採木については、良い材木が取れば幼稚園の玩具に加工する方法や、子供達の教育の題材にするなど活用方法は様々である。									

様式第2号(第13条関係)

保存樹木等伐採等届出書

令和 4 年 / 月 / 日

長久手市長 殿

愛知県長久手市岩作東島106

住所

届出者 学校法人鍋島学園さつき幼稚園

氏名

園長 鍋島知行

次のとおり保存樹木等の伐採・損傷・土地の形質の変更をするので長久手市みどりの
条例第12条第2項の規定により届け出ます。

1 指定番号 保存樹木・保存樹林 第 2 号

2 届出の理由 樹勢・樹形に異常が見られ、倒木の危険のため

3 実施内容 伐採

4 実施年月日 令和 4 年 4 月 1 日から
4 年 4 月 30 日まで

R4. 1. 14
同い)受理してよろしいか

決裁	課長	主幹	主幹	農政係長	緑化推進係長	係
						みどり



様式第5号(第14条関係)

保存樹木等指定解除申請書

令和4年 / 月 / 日

長久手市長 殿

愛知県長久手市岩作東島106

住所
申請者 学校法人鍋島学園さつき幼稚園
氏名

園長 鍋島知行


次のとおり指定の解除したいので、長久手市みどりの条例施行規則第14条第3項の規定により申請します。

1 指定番号 保存樹木・保存樹林 第 乙 号

2 解除の理由 樹勢・樹形に異常が見られ、倒木の危険により
伐採のため。

R4. 1. / 4
同い) 受理してよろしいか 

決裁	課長	主幹	主幹	農政係長	緑化推進係長	係
						山本

